

美里議第 187 号
平成 25 年 9 月 12 日

熊本県議会議長 藤川隆夫様

熊本県美里町議会

議長 津川幸人



県議選の区割り改定に伴う意見書の提出について

このことについて、別紙のとおり地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出
しますので、よろしくお願いします。



※要返送

県議選の区割り改定に伴う意見書

現在、県議選の制度改革に向けた検討組織を議会内に設置され、県条例改正案の審議が進められようとしています。今年6月に衆議院小選挙区の区割り改正で、熊本県第4区の美里町が、隣接する熊本県第5区に編入されたばかりです。県議選でも、そのような事態となれば、美里町民にとって多大な混乱や意識の低下を招くことは必至で、到底受け入れ難く、以下の理由により断固反対します。

記

1. 美里町民約 11,311 人(平成 22 年 10 月 1 日国勢調査より)が経済圏も文化圏も交流圏も違う、地勢的にも分水嶺で隔てられた第5区に編入されることになると、人数合わせが大事なのか、町民の生活が大事なのか疑問を持たざるを得ない。
2. 現在、消防やごみ処理等の広域行政は、同じ第4区の宇土市・宇城市・美里町の広域連合で担っており、選挙区が変わることによって、将来的な事務分担面や意識統一面において乖離が生ずる恐れがある。
3. 宇城圏域の宇土市・宇城市・美里町には、管轄区域を同じとする、国出先機関の税務署、法務局、県出先機関の地域振興局、教育事務所、警察署の行政機関が配置され、圏域の実情に即した一体的な行政が展開されている。国の方針に従って旧中央町と旧砥用町が合併し1郡1町の美里町が誕生したが、合併前に同じ郡を構成した町を含む2市1町の宇城圏域は、歴史的にも強い結びつきがあり、圏域の一体性が損なわれることにも繋がりがかねない。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成 25 年 9 月 12 日

熊本県美里町議会議長

津 川 幸



県議会議長 藤川隆夫 様

